

みやざきデジタル施設園芸産地構築事業に係る
「スマートフォン閲覧用アプリ開発」業務委託企画提案競技会実施要領

宮崎県農産園芸課

宮崎県(以下「県」という。)が保有する「宮崎県施設園芸データ共有基盤」(以下「データ共有基盤」という。)に蓄積されているデータを関係者がスマートフォンから閲覧できるアプリケーション(以下、「スマホ閲覧用アプリ」という。)を開発する業務委託については、次のとおりとする。

1 目的

本県耕種部門の基幹である施設園芸の生産性向上を図るために構築したデータ共有基盤の内容をスマートフォンでわかりやすく閲覧できるアプリを開発するものである。

2 委託業務の内容

別紙「スマートフォン閲覧用アプリ開発業務委託調達仕様書」(以下「仕様書」という。)の通りとする。

3 委託料

9,990千円以内(消費税及び地方消費税額を含む。)

※次年度以降の費用は、別途見積書を提出すること

4 委託期間

契約締結の日から令和6年3月31日まで

5 委託契約書(案)

別添のとおり。

6 企画提案競技参加資格

本業務に関する企画提案競技参加資格者は、以下に掲げる企画提案競技参加資格の要件のすべてを満たしている者とする。

- ① 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者。
- ② 過去3年間に同程度の実務実績を有する者であること。
- ③ 本業務の実施について、県からの求めに応じて即時に打合せ等に対応できる体制を整えていること。
- ④ 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立て、民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立て又は破産法(平成16年法律第75号)に基づく破産手続開始の申立てがなされていない者。ただし、会社更生法に基づく更生手続開始、又は民事再生法に基づく再生手続開始の決定を受けている者

は、申立てがなされていない者とみなす。

- ⑤ この公告の日から受託候補者を選定するまでの間に、宮崎県からの受注業務に関し、指名停止の措置を受けていない者。
- ⑥ 宮崎県暴力団排除条例（平成23年条例第18号）第2条第1号に規定する暴力団、同条第2号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同条第4号に規定する暴力団関係者（以下「暴力団関係者」という。）でない者。
- ⑦ 役員等（役員又は支社、支店若しくは営業所の代表者をいう。）が、暴力団員又は暴力団関係者でない者。

7 委託先の選定

企画提案競技を実施し、プレゼンテーションによる審査の上、委託先を選定する。

8 企画提案競技会の方法

（1）審査方法

プレゼンテーションによる審査方法とし、提出された企画案について、以下の点を総合的に審査の上、選定する。

- ・ 業務理解に関すること
- ・ 事業者の適格性・会社実績等
- ・ 経費見積額評価

（2）事前説明会の開催

委託事業者選定競技会への参加を希望する者に対して、以下により事前説明会を開催する。なお、事前説明会はWeb会議システムを活用して行うこととする。

- ①日時：令和5年11月2日（木）14時00分から
- ②Web会議システム：Microsoft Teamsで実施する。
- ③参加申込：事前説明会への参加を希望する者は、参加申込書（別紙様式1）を令和5年10月30日（月）までに電子メール又はファクシミリにて提出すること。
- ④申込先：下記11を参照

（3）本業務に関する質問回答

競技会に参加しようとする者において、本業務内容等に質問がある場合には、令和5年11月7日（火）までに下記11まで電子メール又はファクシミリにて提出すること。

（4）企画提案競技会への申込

競技会に参加しようとする者は、参加申込書（別紙様式2）を令和5年11月10日（金）までに電子メール又はファクシミリにて下記11まで提出すること。

（5）企画提案書の提出

- ① 各社の提案は、1社1案とする。

② 以下のア及びイについては、A4版用紙に内容を記載し、1冊にまとめて提出

ア 応募団体の概要・名称

- ・所在地
- ・代表者名
- ・担当者職氏名
- ・担当者連絡先（電話、ファクシミリ、電子メール）
- ・業務の執行・管理体制

イ 提案内容（必要となるデータは提供する）

- ・企画提案書（A4版）
- ・スケジュール（A4版）
- ・見積書及び見積明細書（A4版）※開発費用、年間の運用費用は別で見積り
- ・会社概要（既存のもの）
- ・業務実績（過去3年以内の地方公共団体等との契約実績）
- ・納税証明書（県税に未納がないことの証明）
- ・誓約書（別紙様式3）

③ 企画提案書の提出期限等

提出期限 令和5年11月17日（金）午後5時必着

提出部数：10部

提出先 〒880-8501

宮崎県宮崎市橘通東2丁目10番地1号県庁1号館8階

宮崎県農政水産部農産園芸課施設園芸担当 井野、井之上

(6) 業務委託企画提案競技会

各社の持ち時間は、説明（15分）と質疑応答（15分）の30分以内とする。

①日 時 令和5年11月21日（火）※時間については別途連絡する。

②場 所 宮崎県庁内会議室（宮崎市橘通東2丁目10番地1号）

③審査方法 各社の開始順については、企画提案書の提出順とし、Web会議システム（Microsoft Teams）を活用し実施することとする。

(7) 結果通知

令和5年11月下旬に、各社に文書にて結果を通知する。

9 委託契約の締結

(1) 決定した候補者と協議の上、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により、予算の範囲内で随意契約を行う。この際、企画提案の内容は、協議の上変更する場合がある。

(2) 決定した候補者との協議が整わず、契約の見込みがなくなった場合、次点の提案者と契約に向けた協議を行う。

10 選定結果の通知

選定結果については、採択・不採択にかかわらず通知する。

11 問合せ、資料提出先

〒880-8501

宮崎県宮崎市橘通東2丁目10番地1号県庁1号館8階

宮崎県農政水産部農産園芸課施設園芸担当 井野、井之上

メールアドレス：inoue-ayaka@pref.miyazaki.lg.jp

12 その他

- (1) 応募は1者につき1提案のみ受け付けるものとし、提出後の書換え、引き替え及び撤回は認めないものとする。また、提出された書類は返還しないものとする。
- (2) 虚偽の記載をした提案書等は、無効とする。
- (3) 参加資格要件を満たさない者又は委託先事業者を選定するまでの間に参加資格要件を満たさなくなった者が提出した提案書等は、無効とする。
- (4) 提案書等の作成及び提出に係る費用は、提案者の負担とする。
- (5) 契約締結時には、宮崎県財務規則に基づき、当該契約者が国又は地方公共団体との間において過去2年間に当該と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回にわたって締結し、これらの契約を誠実に履行し、かつ、当該契約を履行しないこととなるおそれがないと認めるなどの場合を除き、契約保証金の納付が必要となります。
- (6) 選定スケジュール

令和5年10月30日（月）事前説明会 参加申込み締切り

11月2日（木）事前説明会

11月7日（火）質問回答締切り

11月10日（金）業務委託企画提案競技参加申込み締切り

11月17日（金）企画提案書提出締切り

11月21日（火）企画提案競技（プロポーザル方式）

12月上旬 委託契約締結（予定）